

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:水産課)

1	施設名	滋賀県醒井養鱒場		
2	施設の概要	敷地面積 190,127㎡ 主な施設 本館 502㎡、さかな学習館 328㎡、飼育池 742㎡、ふ化場 225㎡、入場券売場 22㎡		
		施設内容 本館、さかな学習館、ふ化場、採卵場、餌付け池、親魚養成棟、倉庫、入場券売場、休憩所、釣り池管理事務所、飼育池、試験池、ふれあい河川等		
3	募集概要	募集方法	公募	
		募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	
		申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	
		指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)	
		管理業務内容	養鱒場のマス類の展示に関する業務 養鱒場のマス類の普及に関する業務 養鱒場のマス類の生産および譲渡に関する業務 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務	
	管理料参考額	115,300,000円(消費税および地方消費税を含む。)		
4	応募状況	申請者		
		所在地	名称	グループの構成 (グループ申請の場合)
		大津市におの浜四丁目 4番23号	滋賀県漁業協同組合連合会	
		合計 1者		
5	審査の概要および結果	審査方式	農政水産部指定管理者選定委員会において、申請者からのプレゼンテーションや申請書類等を基に、各委員が選定基準ごとに採点を行い、その採点結果から指定管理者の候補者の適否を判断した。	
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	今井 博司 (滋賀県水産加工業協同組合長) *大久保 卓也 (滋賀県立大学教授) 西川 直治 (公益社団法人びわこビジターズビューロー専務理事) 疋田 久美 (公認会計士) 堀江 啓子 (米原市商工会女性部部長)	
		審査基準	別紙参照	
		審査経過	第1回農政水産部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年7月20日 (内容) 募集要項および審査基準の策定 第2回農政水産部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月23日 (内容) 申請者からのプレゼンテーション、審査、候補者選定	

指定管理者の候補者

滋賀県漁業協同組合連合会

審査結果
評価結果、選
定理由、選定
委員会の概要

【評価結果】

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計
滋賀県漁業協同組合連合会	9.6	35.0	21.6	16.2	82.4

※点数は各委員の平均値 (100点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
滋賀県漁業協同組合連合会	91	78	90	73	80	412	82.4

○提示額一覧表

申請者	提示額
滋賀県漁業協同組合連合会	115,300,000円

【選定理由】

申請者の事業計画等を審査した結果、申請者は当施設の設置目的をよく理解し、この先5年間の管理運営基本方針も県が提示した方針と合致していた。
指定管理業務のうち、特に、養鱒事業において、当養鱒場で平成12年から養鱒事業に関わり、十分なノウハウや経験を持っていることが高く評価された。執行体制も備わっており、県の生産計画に沿って、健全な種卵、種苗、親魚を安定的、継続的に生産できると見込まれる。
委員全員の総合点が選定委員会で定めた基準点を満たしており、「県民の公平な利用の確保」、「施設の効用の最大化」、「経費の縮減、最小化」、「管理を安定して行う能力」の4つの選定基準を全て満たしていると判断された。

【指定管理者選定委員会の概要】

- (委員) 入場者について、毎年800人ずつの増加を見込んでいるが、コロナ禍で入場者の増加は、厳しいのではないかと。
- (申請者) 年度当初のコロナ禍による休場で入場者は大幅に減ったが、再開後は前年より増加傾向である。休場さえしなければ、入場者は一定確保できると見込んでいる。リピーターを増やすため、アンケート調査も定期的に行っている。

(選定委員会での主な意見等)

- ・若者に釣りや魚の食べ物に興味を持ってもらえるような広報活動が必要。
- ・今後、屋外での観光事業が増えていく可能性が高い。施設の老朽化も進んでいるので、安全管理には十分留意していただきたい。

上記の結果、滋賀県漁業協同組合連合会を指定管理者の候補者として選定した。

滋賀県醒井養鱒場指定管理者審査基準

選定基準 (条例第6条)	審査項目	審査内容	配点	
事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること(第1号関係)	公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	高齢者、子供および身体障害者への配慮等、県民への公平なサービスの提供が行われる内容となっているか	10	10
			10	
事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(第2号関係)	施設の設置目的および県が示した管理方針との整合性	事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	5	40
	養鱒事業の内容が仕様書に示した基準を満たす内容となっているか	健全なニジマス、アマゴ、イワナ等の種卵、種苗、成魚を安定的、継続的に生産できる事業計画となっているか	10	
	サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	利用者数を増やすための方策は適切か	10	
		利用者等からのクレーム対応は適切か	5	
	施設の維持管理の内容、および実現可能性	施設管理、安全管理は適切か	10	
事業計画の内容が施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号関係)	事業実施にかかる経費の縮減	県が示した管理料参考額との比較	20	30
	維持管理の内容の適格性、実現可能性	収支計画の実現可能性はあるか	10	
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号関係)	安定的な運営が可能となる人的能力	職員等の体制は十分か	5	20
	安定的な運営が可能なる経理的基盤	事業者の財務状況は健全か	5	
	類似業務の運営実績	類似業務を良好に運営した実績はあるか	5	
	法令遵守	個人情報や情報公開など法令を遵守した運営となっているか	5	
合計			100	